

昭和四十四年大蔵省令第三十九号

関税暫定措置法施行規則

関税暫定措置法施行規則 第一条第二号、第九条第一項及び第二項並びに第二十一条の二十六第二項の規定に基づき、関税暫定措置法施行規則を次のように定める。

(配合飼料の指定)

第一条 関税定率法施行規則(昭和四十四年大蔵省令第十六号)第二条(飼料の規格)の規定は、関税暫定措置法施行令(昭和三十五年政令第六十九号。以下「令」という。)第一条(配合飼料の指定)、第三十二条第二項第二号(軽減税率等の適用)について手続を要する物品の指定)及び第四十五条第三項(児童福祉施設等の指定)に規定する財務省令で定める規格を備える配合飼料について準用する。

(共同利用施設の要件)

第一条の二 令第三条第二項第四号(共同利用施設)の要件)に規定する財務省令で定める要件は、管理者が定められているものであり、かつ、営利の目的に供されないものであることとする。

(共同利用施設についての確認に必要な手続)

第一条の三 令第三条第二項(共同利用施設)の税関長の確認を受けようとする者は、その確認を受けようとする施設を設置する農事組合法人の定款の写しその他参考となるべき事項を記載した書類を、当該施設の所在地を所轄する税関長に提出しなければならない。

(本邦で製作が困難な素材の指定)

第一条の四 令第七条第三号又は第五号(免税の対象となる素材の指定)に規定する財務省令で定める物品は、航空機及びこれに使用する部分品又は宇宙開発の用に供する物品の製作に使用する金属素材又は合成樹脂素材(合成樹脂を含む)で本邦において製作することが困難なものであることを税関長がその定める期間につき確認した物品とする。

(本邦で製作が困難な素材についての確認の申請手続)

第二条 前条の確認を受けようとする者は、その確認を受けようとする物品の製造者、製造地、品名、型式、性能、数量、価格、用途及び使用の場所、その輸入の目的、予定時期及び予定地並びに当該物品が本邦において製作することが困難であることの事由及びその同種品又は類似品について同条の規定による確認を既に行った

ことがあるかどうかを記載した申請書を当該物品の輸入申告をする税関長に提出しなければならない。

(確認を受けた本邦で製作が困難な素材の免税の手続)

第三条 第一条の四に規定する確認を受けた物品について関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号。以下「法」という。)第四条(航空機部分品等の免税)の規定により関税の免除を受けようとする者は、令第八条(航空機部分品等の免税手続)に定める手続を行う場合において、当該確認を証する書類を税関に提示しなければならない。

第四条 削除

第五条 削除

第六条 削除

(輸入数量の換算)

第七条 令第十四条第一項及び第二項(輸入数量の算出方法)に規定する財務省令で定めるところにより換算して得た数量は、次の表の上欄の各号に掲げる物品について、同表の中欄の当該各号に掲げる物品に係る数量に、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た数量を当該各号ごとに合計した数量とする。

Table with 2 columns: 物品 (Items) and 換算率 (Conversion Rate). It lists various items and their corresponding conversion rates for customs purposes.

関税率表第一〇八・一一号、二・一九〇一・二〇号の二の二(二)のDの(a)又は第一九〇一・九〇号の二の(二)のDの(a)に掲げる物品

関税率表第一九〇四・一〇号の二の(二)、第一九〇四・二〇三号の二の(二)、第一九〇四・三〇号、第一九〇四・九〇号の二又は第二〇六・九〇号の二の(二)のBの(a)に掲げる物品

関税率表第一〇三・一〇号又は第一〇三・九〇号に掲げる物品

関税率表第一〇二・九〇号の二、第一〇三・二〇号の四、第一九〇一・二〇号の二の(二)のC又は第一九〇一・九〇号の二の(二)のCに掲げる物品

関税率表第一〇四・一九号の二に掲げる物品

関税率表第一〇四・二九号の二、第一九〇二の(三)、第一九〇四・二〇三号の二の(三)、第一九〇四・九〇号の三又は第二二〇六・九〇号の二の(一)のBの(b)に掲げる物品

関税率表第一〇六・一〇号に掲げる物品

関税率表第一〇六・二〇号に掲げる物品

米の含有量が全重量の三〇%を超えるもの

関税率表第一〇二・九〇号の二、第一〇三・一九号の四、第一〇三・二〇号の三の(二)、第一九〇一・二〇号の二の(二)のA若しくは(三)又は第一九〇一・九〇号の二の(二)のAに掲げる物品

関税率表第一〇二・九〇号の二の(二)のAに掲げる物品

関税率表第一〇二・二四号に掲げる物品のうち

関税率表第一〇二・二四号に掲げる物品のうち

関税率表第一〇二・二四号に掲げる物品のうち

関税率表第一〇四・九〇号の二に掲げる物品のうち

関税率表第一〇四・九〇号の二に掲げる物品のうち

(国内消費量の統計)

第七条の二 令第十五条(国内消費量の統計)に規定する財務省令で定める統計は、次に掲げる農林水産省又は独立行政法人農畜産業振興機構において作成する統計とする。

- 一 酪農品の需給動向
二 米穀の国内消費仕向量の動向
三 でん粉総合需給表
四 食肉流通統計
五 食肉保管状況調査
(生きている豚の輸入数量の換算)

第七条の三 令第十九条第一項(豚肉等の輸入数量等の算出方法)において準用する令第十四条第一項(輸入数量の算出方法)及び令第十九条第二項に規定する財務省令で定めるところにより換算して得た数量は、生きている豚に係る数量を一頭につき五十四キログラムとして換算して得た数量とする。

(所得額に関する統計等)
第七條の四 令第二十五條第一項第一号に規定する財務省令で定める統計は、国際復興開発銀行がその年の翌々年に公表する国ごとのその年の一人当たりの所得の額に関する統計(以下この項において「所得統計」という。)において所得分類がされている国(固有の関税及び貿易に関する制度を有する地域を含む。以下この条において同じ。)については当該所得統計とし、当該所得統計において所得分類がされていない国についてはその国の政府機関又は他の適当な国際機関が公表するその年の一人当たりの所得の額に関する統計とする。

2 令第二十五條第一項第一号に規定する財務省令で定めるところにより算出する輸出額の割合は、世界貿易機関がその年の翌年に公表するその年の輸出額の総額のうち占める国ごとの輸出額の割合とする。ただし、当該統計において国ごとの輸出額が公表されていない国の輸出額にあつては、その国の政府機関又は他の適当な国際機関が公表するその年の輸出額に関する統計によるものとする。

第七條の五 令第二十五條第四項の表の一の項及び二の項に規定する財務省令で定める物品の区分は、関税定率法別表第一類から第二十四類までに該当する物品にあつては財務大臣が告示する輸入統計品目表の各統計番号に掲げる物品の区分とし、同法別表第二十五類から第七十六類まで及び第七十八類から第九十七類までに該当する物品にあつては同表の各項に掲げる物品の区分(法第七條の三第一項に規定する協定税率が無税とされているものを除く。)とする。
(完全生産された物品の指定)

第八條 令第二十六條第一項第一号(原産地の意義)に規定する財務省令で定める物品は、次に掲げる物品とする。
一 一の国又は地域(法第八條の二第一項又は第三項に規定する国又は地域をいう。以下同じ。)において採掘された鉱物性生産品
二 一の国又は地域において収穫された植物性生産品
三 一の国又は地域において生まれ、かつ、成育した動物(生きていないものに限る。)
四 一の国又は地域において動物(生きていないものに限る。)から得られた物品

五 一の国又は地域において狩猟又は漁獲により得られた物品
六 一の国又は地域の船舶により公海並びに本邦の排他的経済水域の海域及び外国の排他的経済水域の海域で採掘された水産物
七 一の国又は地域の船舶において前号に掲げる物品のみを原料又は材料として生産された物品
八 一の国又は地域において収集された使用済み物品
九 一の国又は地域において行なわれた製造の際に生じたくず
十 一の国又は地域において前各号に掲げる物品のみを原料又は材料として生産された物品(実質的な変更を加える加工又は製造の指定)
第十一の国又は地域において「原産品」という。以外のもの(以下この条及び別表において「非原産品」という。)に限る。の該当する同表の番号の項と異なることとなる加工又は製造(別表の中欄に掲げる物品にあつては、それぞれ同表の下欄に掲げる加工又は製造)とする。ただし、輸送又は保存のための乾燥、冷凍、塩水漬けその他これらに類する操作、単なる切断、選別、瓶、箱その他これらに類する包装容器に詰めること、改装、仕分け、製品又は包装にマークを付け又はラベルその他の表示を張り付け若しくは添付すること、非原産品の単なる混合、単なる部分品の組立及びセットにすること並びにこれらから成る操作を除く。

2 前項の規定の適用上、関税定率法別表第五十類から第六十三類までに該当する物品にあつては、当該物品の生産に使用された非原産品からの加工又は製造(同項に定める加工又は製造に該当しないものに限る。)が同項に定める加工又は製造に該当するか否かを決定するに当たり、当該非原産品の総重量が当該物品の総重量の十パーセント以下の場合には、当該非原産品からの加工又は製造が同項に定める加工又は製造に該当するか否かは考慮しないものとする。
3 第一項の規定の適用上、異なる材料から成る物品、異なる構成要素で作られた物品及び小売

用のセットにした物品にあつては、関税定率法別表の関税率表の解釈に関する通則3により同表における当該物品の所属が決定される場合には、当該所属に基づいて、同項に定める加工又は製造に該当するか否かを決定する。
(原産地証明書等の様式)
第十條 令第二十七條第一項(原産地の証明)に規定する原産地証明書の様式は、別紙様式第一のとおりとする。
2 令第三十條第一項又は第三項に規定する原産地証明書に添付すべき書類の様式は、別紙様式第二又は別紙様式第三のとおりとする。
(飼料の規格)
第十一條 令第三十三條の二(飼料の指定)に規定する財務省令で定める規格を備える配合飼料は、次に掲げる条件を備えた配合飼料とする。
一 関税定率法施行規則第二條第一項各号(飼料の規格)に掲げる条件を備えたものであること。
二 原料品のうち関税定率法別表第一〇〇一・九九号に掲げる物品(法第九條の二第一項(経済連携協定)に基づく製造用原料品に係る譲許の便益の適用)の譲許の便益の適用を受けるものに限る。次項において同じ。又は同表第一〇〇三・九〇号に掲げる物品(同条第一項の譲許の便益の適用を受けるものに限る。次項において同じ。)については、ひき割りしたもの、ひき割りしたもの、加熱した後に扁平状に押しつぶしたものの又は加圧により加熱したものであること。

2 令第三十三條の二に規定する単一の原料品から成る飼料で財務省令で定める規格を備えるものは、次に掲げる原料品の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。
一 関税定率法別表第一〇〇一・九九号に掲げる物品 ひき割りしたもの(小麦(政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成六年法律第百十三号)第四十二條(麦等の輸入を目的とする買入れ及び当該麦の売渡し)の規定により輸入するものであつて飼料の製造に使用するもの、同法第四十三條(輸入に係る麦等の特別な方式による買入れ及び売渡し)の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるものであつて飼料の製造に使用するもの並びに法第九條の二第一項の譲

許の便益の適用を受けるものを除く。)から生産されたふすまを加えたもので、当該ふすまの重量が全重量の三十パーセント以上のもの(以下この号において「ふすまを加えたもの」という。)に限る。、ひき割りしたものの(ふすまを加えたものに限る。)、加熱した後に扁平状に押しつぶしたものの又は加圧により加熱したものの
二 関税定率法別表第一〇〇三・九〇号に掲げる物品 ひき割りしたもの、ひき割りしたものの、加熱した後に扁平状に押しつぶしたものの又は加圧により加熱したものの
(木材の指定)
第十二條 令別表第一第三十項から第三十二項までに規定する財務省令で定めるものは、アビエラ、アカジョアフリカ、アフホルモシア、アコ、アラン、アンジローバ、アニンググレ、アボジラ、アズベ、バラウ、バルサ、ボツセクレイア、ボツセフオンセ、カチボ、セドロ、ダバーマ、ダークレッドメランチ、ジベツ、ドウシエ、フラミレ、フレイジョ、フロメイジャー、フーマ、ゲロンガン、イロンバ、インブイア、イペ、イロコ、ジャボテイ、ジェルトン、ジェキテイバ、ジョンコン、カブール、ケンパス、クルイン、コシボ、コチベ、コト、ライントレッダメランチ、リンボ、ロウロ、マカランドウバ、マホガニー、マコレ、マンディオケイラ、マンソニア、メン克蘭、メランチバカウ、メラワン、メルパウ、メルパウ、メルサワ、モアビ、ニアンゴン、ニヤト、オベチエ、オクメ、オンザビリ、オレイ、オバンコル、オジゴ、バドック(かりん)、バルダオ、バリッサンドルグアテマラ、パリッサンドルバラ、パリッサンドルリオ、パリッサンドルロゼ、パウアレロ、パウマーフィム、プライ、プナ、クアルバ、ラミン、サペリ、サキサキ、セプター、シボ、スクビラ、スレン、タウアリ、チーク、ティアマ、トラ、パイロラ、ホワイトラワン、ホワイメラランチ、ホワイトセラヤ及びビエロメラランチとする。

表の番号	関税定率法別表(第九條関係)別表(原産地証明書の様式)	原産品としての資格を与えるための条件

第二類	肉及び食用のくず肉	第一類又は第二類に該当する物品以外の物品から製造（加工を含む。以下この表において同じ。）
第三類	魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物	第三類に該当する物品以外の物品からの製造
第四類	酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品（第〇四・一〇項に該当する物品を除く。）	
	（一） 穀付きでない鳥卵及び卵黄（生鮮のもの及び乾燥、蒸気又は水煮による調理、成型、冷凍その他の保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）のうち卵黄以外のもの（乾燥したもの以外のものに限り、物品以外の物品からの製造）	第四類に該当する物品以外の物品からの製造
	（二） その他のもの	第四類に該当する物品以外の物品からの製造
第七類	食用の野菜、根及び塊茎	第七類に該当する物品以外の物品からの製造
第八類	食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮	第八類に該当する物品以外の物品からの製造
第一類	穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン	第七類、第八類、第一〇類又は第一類に該当する物品以外の物品からの製造
一類	採油用の種又は果実の粉及びびール（マスタードの粉及びびールを除く。）	第一二類に該当する物品以外の物品からの製造
第二類		
第三類		
第四類		
第五類		
第六類		
第七類		
第八類		
第九類		
第十類		
第十一類		
第十二類		
第十三類		
第十四類		
第十五類		
第十六類		
第十七類		
第十八類		
第十九類		
第二十類		
第二十一類		
第二十二類		
第二十三類		
第二十四類		
第二十五類		
第二十六類		
第二十七類		
第二十八類		
第二十九類		
第三十類		
第三十一類		
第三十二類		
第三十三類		
第三十四類		
第三十五類		
第三十六類		
第三十七類		
第三十八類		
第三十九類		
第四十類		
第四十一類		
第四十二類		
第四十三類		
第四十四類		
第四十五類		
第四十六類		
第四十七類		
第四十八類		
第四十九類		
第五十類		
第五十一類		
第五十二類		
第五十三類		
第五十四類		
第五十五類		
第五十六類		
第五十七類		
第五十八類		
第五十九類		
第六十類		
第六十一類		
第六十二類		
第六十三類		
第六十四類		
第六十五類		
第六十六類		
第六十七類		
第六十八類		
第六十九類		
第七十類		
第七十一類		
第七十二類		
第七十三類		
第七十四類		
第七十五類		
第七十六類		
第七十七類		
第七十八類		
第七十九類		
第八十類		
第八十一類		
第八十二類		
第八十三類		
第八十四類		
第八十五類		
第八十六類		
第八十七類		
第八十八類		
第八十九類		
第九十類		
第九十一類		
第九十二類		
第九十三類		
第九十四類		
第九十五類		
第九十六類		
第九十七類		
第九十八類		
第九十九類		
第一百類		

<p>(i) その他のもの</p>	<p>第一八・〇六項に該当する物品以外の物品からの製造(非原産品割合が四〇%以下となる製造であつて、かつ、製造に使用したミルク(クリームを含む。))は原産品に限る。</p>	<p>(2) その他のもの</p> <p>(i) しょ糖の含有量が全重量の五〇%以上のもの</p> <p>第一八・〇六項に該当する物品以外の物品からの製造(非原産品割合が四〇%以下となる製造であつて、かつ、製造に使用した砂糖は原産品に限る。)</p>	<p>(i) その他のもの</p> <p>第一八・〇六項に該当する物品以外の物品からの製造(非原産品割合が四〇%以下となる製造に限る。)</p>	<p>九・一 ひき割り穀粉、ミール、でん粉又は麦芽エキス、調製食料品(ココアを含むもの)にあつては完全脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の四〇%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。及び第〇四・〇一から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品(ココアを含むもの)にあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の五〇%未満のものに限るもの</p>
<p>のとし、他の項に該当するものを除く。</p>	<p>(1) 麦芽エキス</p> <p>第一〇類、第一一類又は第一九類に該当する物品以外の物品からの製造</p>	<p>(2) 米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一年以上を含有する物品以外の物品の有する調製食料品で、これらの製造計が全重量の八五%を超えるもの(ケーキミックス及び乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。)</p> <p>であつて、米産品、小麦産品(ライ小麦産品を含む。)、大麦産品(裸麦産品を含む。))及びでん粉のうち、でん粉が最大の重量を占めるもの</p>	<p>(3) その他のもの</p> <p>(i) しょ糖の含有量が全重量の五〇%以上のもの</p> <p>第一八類、第七類、第八類、第一〇類、第一二類、第一七類又は第一九類に該当する物品以外の物品からの製造</p>	<p>(i) その他のもの</p> <p>第一〇類、第一一類、第一九類又は第一九類に該当する物品以外の物品からの製造</p> <p>九・一 スバゲッテイ、マカロニ、ヌードル、ラザーニヤ、ニョッキ、ラビオリ、カネローニその他のパスタ(加熱による調理をし、肉その他の材料を詰め又はその他の調製をしたものであるかないかを問わない。))及びクースクス</p>
<p>(調製してあるかないかを問わない。)</p>	<p>九・一 タピオカ及びでん粉から製造したタピオカ代用品第一〇類、第一一類、第一三類、第一九類に形、ふるいかけ状その他これらに類する形状のものに限り、この物品からの製造</p> <p>九・一 穀物又は穀物産品を膨張させて又はいつて得た調製又は第一九類に製食料品(例えば、コーンフレーク)並びに粒状の穀物(とうもろこしを除く。))及びその他の加工穀物(粉、ひき割り穀物及びミールを除く。))であらかじめ加熱による調理その他の調製をしたもの(他の項に該当するものを除く。)</p>	<p>九・一 パン、ペーストリー、ケーキ、ビスケットその他のベーカリー製品(ココアを含有するかしないかを問わない。))及び聖さん用ウエハー、医療用に適するオブラート、シーリングウエハー、ライスペーパーその他これらに類する物品</p>	<p>(1) スイートビスケット及びあられ、せんべいその他これらに類する米菓並びにビスケット、クッキー及びクラッカー並の物品からの製造</p> <p>第一一類、第八類、第九類、第一〇類、第一二類、第一九類に該当する物品以外の物品からの製造</p>	<p>(2) その他のもの</p> <p>第一一類(別表第一九・〇五項の(2)に掲げる物品の原産地において第七類、第八類又は第一〇類に該当する物品)</p>
<p>当する物品から製造したものを除く。又は第一九類に該当する物品以外の物品からの製造</p>	<p>二 食酢又は酢酸により調製した野菜、果実、ナッツその他の植物の食用の部</p> <p>二 し又は保存に適する処理を施した野菜、果実、ナッツその他の植物の食用の部</p> <p>二 調製し又は保存に適する処理を施したトマト(食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理を施すものを含む。))</p> <p>二 調製し又は保存に適する処理を施した野菜(冷凍したものに限るもの)とし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理を施したものと</p> <p>二 ヤングコーン</p>	<p>二 調製し又は保存に適する処理を施した野菜(冷凍したものに限るもの)とし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理を施したものと</p> <p>二 ヤングコーン</p>	<p>(2) その他のもの</p> <p>第七類、第一〇類、第一二類に該当する物品以外の物品からの製造(非原産品割合が四〇%以下となる製造に限る。)</p>	<p>二 調製し又は保存に適する処理を施した野菜(冷凍したものに限るもの)とし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理を施したものと</p>

<p>適する処理をしたもの及び第二〇・〇六項の物品を除く。</p>	<p>(1) ヤングコーンコブ 第二〇・〇五項に該当する物品以外の物品からの製造(非原産品割合が四〇%以下となる製造に限る。)</p>	<p>(2) えんどう(ピスマ・サティヅム)(砂糖を加えたものでさや付き以外のもの)及びさやを除いたさげ属又はいんげんまめ属の豆(砂糖を加えたもので気密容器入りでないもの(豚の肉又はラードその他の豚脂及びトマトピューレーその他のトマト調製品を含むものに限る。))並びにばいれいしょ、えんどう(ピスマ・サティヅム)、ささげ属又はいんげんまめ属の豆、アスパラガス、オリーブ、スイートコーン以外の野菜及びこれらの(砂糖を加えたもので気密容器入りのもの(豚の肉又はラードその他の豚脂及びトマトピューレーその他のトマト調製品を含むものに限る。))以外のもの</p>	<p>(3) その他のもの</p>	<p>二 砂糖により調製した野菜、果実、ナット、果皮その他植物の部分(ドレイン類、第一七類又は及びクリスタライズしたものに限り。)</p>
<p>二 ジャム、フルーツゼリー、マーマレード、果実又はナットのピューレー及びト(加熱調理をして得られたものに限り。))砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。)</p>	<p>二 果実、ナットその他植物の食用の部分(その他の調製をし又は保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料又はアルコールを加えてあるかないかを問わず、他の項に該当するものを除く。)</p>	<p>(2) その他のもの</p>	<p>二 果実又は野菜のジュース(ぶどう搾汁を含み、発酵しておらず、かつ、アルコールを加えてないものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。)</p>	<p>二 コーヒー、茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品、コーヒー、茶又はマテをもととした調製品並びにチコリその他のコーヒー代用物(いつたものに限る。)</p>
<p>並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物のうちコーヒー、茶又はマテをもととした調製品</p>	<p>(1) ミルクの天然の組成成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のもの</p>	<p>(i) その他のもの</p>	<p>二 ソース、ソース用の調製品及び混合調味料</p>	<p>二 スープ、ブロス、スープレット及び均質混合調製食料品(スウィートコーン及びヤングコーン)</p>
<p>二 コンブのものを除く。))及び第二一・〇四項に該当する物品以外の物品からの製造</p>	<p>二 アイスクリームその他の氷菓(ココアを含有するかししいかを問わない。))</p>	<p>(1) たんぱく質濃縮物及び繊維状にしたたんぱく質系物質</p>	<p>(i) ミルクの天然の組成成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上の調製品(たんぱく質の含有量が全重量の八〇%以上でその成分中植物性たんぱく質の重量が最大たんぱく質濃縮物のうち、小売用の容器入りにしたもので一個の正味重量が五〇グラム未満のものを除く。))</p>	<p>二 有量が全重量の五〇%以上のもの</p>

	(2) その他のもの (i) ミルクの天然の組成成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上の調製品 (ii) その他のもの	1 米、小麦(ライ小麦を含む)又は大麦(裸麦類、第一九類又はを含む)のいずれかの含有量が全重量の三〇%を超える調製食品 2 糖水(着色料又は香料を加えたものに限り、第一〇類、第一七類又は第二二類に該当する物品以外の物品からの製造)	3 チューインガム	4 こんにやく	5 飲料製造に使用する種類の調製品でアルコール含有するもの(アルコール分が〇・五%を超えるものに限る。)	i i その他のもの
	6 その他のもの i 砂糖を加えたもの おたねにんじん又はそのエキスを含む飲料料のもと及びビタミンを含有する飲料料のもととした栄養補助食品	二 その他のもの (一) しよ糖の含有量が全重量の五〇%未満のもの (二) その他のもの		(A) 小売用の容器入りにしたもので、容器と一つの重量が五〇〇グラムのもの及びしよ糖の含有量が全重量の八四%以上となるもの(小売用製造であつて、容器入りしたもの、製造に使用し(容器と一つの重量が五〇〇グラム以下のものに限る。)、成分に変更を加えることなく小売用の容器入りのもの(容器と一つの重量が五〇〇グラム以下のものに限る。)) (B) その他のもの		
	(a) 乳糖、乳たんぱく又は乳脂肪を含有するもの 第四類、第一〇類、第一九類、第一二類、第一七類、第一九類又は第二二類に該当する物品以外の物品からの製造	(b) その他のもの 第二一・〇六項に該当する物品以外の物品からの製造(非原産品割合が四〇%以下となる製造であつて、かつ、製造に使用した砂糖は原産品に限る。)	i i その他のもの 第二一・〇六項に該当する物品以外の物品からの製造(非原産品割合が四〇%以下となる製造に限る。)	二 水(鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香料を加えたものに限る。) 二 水(鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香料を加えたものに限る。) 二 水(鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香料を加えたものに限る。)	二 ぶどう酒(強化ぶどう酒を含むものとし、生鮮のぶどうから製造したものに限る。) 二 及びぶどう搾汁(第二一・〇九項のものを除く。)	(1) スパークリングワイン並びにその他のぶどう酒及びぶどう搾汁であつて、又は第二二類に該当する物品以外の物品からの製造(非原産品割合が四〇%以下となる製造に限る。)
	(2) その他のもの 第二一・〇九項又は第二二・〇四項に該当する物品以外の物品からの製造	(1) ニリットルを超える容器入りしたもの(アルコール分が八〇%未満のものに限る。) (2) その他のもの	(1) ニリットルを超える容器入りしたもの(アルコール分が八〇%未満のものに限る。) (2) その他のもの	二 その他の発酵酒(例えば、りんご酒、梨酒、ミード及び清酒)並びに発酵酒とアルコールを含有しない飲料との混合物及び発酵酒の混合物(他の項に該当するものを除く。)	(2) その他のもの 第二二・〇六項に該当する物品以外の物品からの製造	エチルアルコール(変性させてないものでアルコール分が八〇%未満のものに限る。) 及び蒸留酒、

<p>三 ○七</p> <p>モデリングペースト(児童用のものを含む)、歯科用のワックス及び印象材(セツトにし、小売用の包装にし又は板状、馬蹄状、棒状その他これらに類する形状にしたものに限り)並びに焼いた石膏又は硫酸カルシウムから成るプラスチックをもととしたその他の歯科用の調製品</p>	<p>三 ○七</p> <p>その他のもの</p>	<p>三 ○五</p> <p>アルブミン(二以上のホエイたんばく質の濃縮物を含むものとし、ホエイたんばく質の含有量が乾燥状態において全重量の八〇%を超えるものに限り)及びアルブミンナートその他のアルブミン誘導体のうち</p>	<p>三 ○七</p> <p>その他のもの</p>
<p>卵白</p> <p>デキストリンその他の変性でん粉(例えば、糊化でん粉)及びでん粉又はデキストリンその他の変性でん粉をもととした膠着剤</p>	<p>三 ○六</p> <p>フェロセリウムその他の発火性合金(形状を問わない)及びこの類の注2の可燃性材料の製品のうち</p>	<p>三 ○七</p> <p>感光性のロール状写真用フィルム(露光してないものに限り)及び紙、紙に該当する物品以外の物品から製造</p>	<p>三 ○七</p> <p>その他のもの</p>
<p>第四類又は第三五類に該当する物品以外の物品からの製造</p>	<p>三 ○六</p> <p>仕上剤、促進剤、媒染剤その他の物品及び調製品(繊維工業、製紙工業、皮革工業その他これらに類する工業において使用する種類のものに限り)とし、他の項に該当するものを除く。</p>	<p>三 ○九</p> <p>第一類、第三五・〇九項又は第三八・〇九項に該当する物品以外の物品から製造</p>	<p>三 ○九</p> <p>その他のもの</p>
<p>品以外の物品からの製造</p>	<p>三 ○九</p> <p>第三九・〇一項から第三九・一三項までの重合体(一次製品に限る)</p>	<p>三 ○九</p> <p>第三九・〇一項から第三九・一三項までの重合体(一次製品に限る)</p>	<p>三 ○九</p> <p>第三九・〇一項から第三九・一三項までの重合体(一次製品に限る)</p>
<p>品以外の物品からの製造</p>	<p>三 ○九</p> <p>第三九・〇一項から第三九・一三項までの重合体(一次製品に限る)</p>	<p>三 ○九</p> <p>第三九・〇一項から第三九・一三項までの重合体(一次製品に限る)</p>	<p>三 ○九</p> <p>第三九・〇一項から第三九・一三項までの重合体(一次製品に限る)</p>

<p>を平行につなぎ及び織つたものであつてシート状のもの</p>	<p>絹糸、絹紡糸及び絹紡糸（小売用にしたものに限る。）並びに天然てぐすのうち</p>	<p>天然てぐす以外のもの</p>	<p>絹織物</p>	<p>五 一・ 絹糸（羊毛製のものに限るものとし、小売用に 〇六 したものを除く。）</p>
<p>なだその他これに類する組物材料から成る物品を除く。以外の物品からの製造</p>	<p>化学品、第四七・〇一から第四七・〇六項まで若しくは第五〇・〇一項に該当する物品、紡織用天然繊維（生糸を除く。）</p>	<p>化学品、第四七・〇一から第四七・〇六項まで若しくは第五〇・〇一項に該当する物品、紡織用天然繊維（生糸を除く。）</p>	<p>化学品、第四七・〇一から第四七・〇六項まで若しくは第五〇・〇一項に該当する物品、紡織用天然繊維（生糸を除く。）</p>	<p>化学品、第四七・〇一から第四七・〇六項まで若しくは第五〇・〇一項に該当する物品、紡織用天然繊維（生糸を除く。）</p>
<p>ものに限る。）</p>	<p>梳毛糸（羊毛製のものに限るものとし、小売用にしたものを除く。）</p>	<p>紡毛糸及び梳毛糸（織獣毛製のものに限るものとし、小売用にしたものものを除く。）</p>	<p>羊毛製又は織獣毛製の糸（小売用にしたものに限る。）</p>	<p>五 一・ 粗獣毛製又は馬毛製の糸（馬毛をシルク糸に使用したものとし、小売用にしたものものを除く。）</p>
<p>いものに限る。）</p>	<p>化学品、第四七・〇一から第四七・〇六項まで若しくは第五〇・〇一項に該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維</p>	<p>化学品、第四七・〇一から第四七・〇六項まで若しくは第五〇・〇一項に該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維</p>	<p>化学品、第四七・〇一から第四七・〇六項まで若しくは第五〇・〇一項に該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維</p>	<p>化学品、第四七・〇一から第四七・〇六項まで若しくは第五〇・〇一項に該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維</p>
<p>であるかないかを問わな</p>	<p>造繊維の短繊維又は紡織用繊維</p>	<p>造繊維の短繊維又は紡織用繊維</p>	<p>造繊維の短繊維又は紡織用繊維</p>	<p>造繊維の短繊維又は紡織用繊維</p>

	(2) その他のもの			<p>五 合成繊維の単繊維(六七 デシテックス以上のもの で、横断面の最大寸法が 一ミリメートル以下のもの に限る。)及び合成繊維 材料のストリップその他 これに類する物品(例え ば、人造ストロー。見掛 け幅が五ミリメートル以 下のものに限る。)</p>	<p>五 化学品、第四七・ 〇一 項から第四 七・〇六項まで に 該当する物品、紡 織用天然繊維、人 造繊維の短繊維又 は紡織用繊維(短 繊維及びびくずにあ つては、カードし 又はコムしてな いものに限る。)</p>	<p>五 再生繊維又は半合成繊維 の単繊維(六七デシテッ クス以上のもので、横断 面の最大寸法が一ミリメ ートル以下のものに限 る。)及び再生繊維又は 合成繊維の材料のストリ ップその他これに類する 物品(例えば、人造スト ロー。見掛け幅が五ミリ メートル以下のものに限 る。)</p>	<p>五 化学品、第四七・ 〇一 項から第四 七・〇六項まで に 該当する物品、紡 織用天然繊維、人 造繊維の短繊維又 は紡織用繊維(短 繊維及びびくずにあ つては、カードし 又はコムしてな いものに限る。)</p>
<p>五 人造繊維の長繊維の糸 の短繊維(小売用にしたもの を除く。)</p>	<p>五 化学品、第四七・ 〇一 項から第四 七・〇六項まで に 該当する物品、紡 織用天然繊維、人 造繊維の短繊維又 は紡織用繊維(短 繊維及びびくずにあ つては、カードし 又はコムしてな いものに限る。)</p>	<p>五 再生繊維又は半合成繊維 の長繊維のトウ</p>	<p>五 化学品、第四七・ 〇一 項から第四 七・〇六項まで に 該当する物品から の製造</p>	<p>五 合成繊維の短繊維(カー ド、コムその他の紡績 準備の処理をしたものを 除く。)</p>	<p>五 化学品、第四七・ 〇一 項から第四 七・〇六項まで に 該当する物品から の製造</p>	<p>五 合成繊維の短繊維(カー ド、コムその他の紡績 準備の処理をしたもの に限る。)</p>	<p>五 化学品、第四七・ 〇一 項から第四 七・〇六項まで に 該当する物品、紡 織用天然繊維、人 造繊維の短繊維又 は紡織用繊維(短 繊維及びびくずにあ つては、カードし 又はコムしてな いものに限る。)</p>
<p>五 再生繊維又は半合成繊維 の短繊維(カード、コム その他の紡績準備の処 理をしたものに限る。)</p>	<p>五 化学品、第四七・ 〇一 項から第四 七・〇六項まで に 該当する物品、紡 織用天然繊維、人 造繊維の短繊維又 は紡織用繊維(短 繊維及びびくずにあ つては、カードし 又はコムしてな いものに限る。)</p>	<p>五 縫糸(人造繊維の短繊維 のものに限るものとし、 小売用にしたものである かないかを問わない。)</p>	<p>五 化学品、第四七・ 〇一 項から第四 七・〇六項まで に 該当する物品、紡 織用天然繊維、人 造繊維の短繊維又 は紡織用繊維(短 繊維及びびくずにあ つては、カードし 又はコムしてな いものに限る。)</p>	<p>五 合成繊維の紡績糸(縫糸 及び小売用にしたもの を除く。)</p>	<p>五 化学品、第四七・ 〇一 項から第四 七・〇六項まで に 該当する物品、紡 織用天然繊維、人 造繊維の短繊維又 は紡織用繊維(短 繊維及びびくずにあ つては、カードし 又はコムしてな いものに限る。)</p>	<p>五 再生繊維又は半合成繊維 の紡績糸(縫糸及び小売 用にしたものを除く。)</p>	<p>五 化学品、第四七・ 〇一 項から第四 七・〇六項まで に 該当する物品、紡 織用天然繊維、人 造繊維の短繊維又 は紡織用繊維(短 繊維及びびくずにあ つては、カードし 又はコムしてな いものに限る。)</p>
<p>五 人造繊維の紡績糸(小売 用にしたものに限るもの とし、縫糸を除く。)</p>	<p>五 化学品、第四七・ 〇一 項から第四 七・〇六項まで に 該当する物品、紡 織用天然繊維、人 造繊維の短繊維又 は紡織用繊維(短 繊維及びびくずにあ つては、カードし 又はコムしてな いものに限る。)</p>	<p>五 合成繊維の短繊維の織物 (合成繊維の短繊維の重量 が全重量の八五%以上の ものに限る。)</p>	<p>五 化学品、第四七・ 〇一 項から第四 七・〇六項まで に 該当する物品、紡 織用天然繊維、人 造繊維の短繊維又 は紡織用繊維(短 繊維及びびくずにあ つては、カードし 又はコムしてな いものに限る。)</p>	<p>(2) その他のもの</p>	<p>五 化学品、第四七・ 〇一 項から第四 七・〇六項まで に 該当する物品、紡 織用天然繊維、人 造繊維の短繊維又 は紡織用繊維(短 繊維及びびくずにあ つては、カードし 又はコムしてな いものに限る。)</p>	<p>五 合成繊維の短繊維の織物 (合成繊維の短繊維の重量 が全重量の八五%未満の ものうち、混用繊維の 全部又は大部分が綿のも ので、重量が一平方メー</p>	<p>五 化学品、第四七・ 〇一 項から第四 七・〇六項まで に 該当する物品、紡 織用天然繊維、人 造繊維の短繊維又 は紡織用繊維(短 繊維及びびくずにあ つては、カードし 又はコムしてな いものに限る。)</p>

<p>(2) その他のもの</p>	<p>合成繊維の短繊維の織物 が全重量の八五%未満のもののうち、混用繊維の全部又は大部分が綿のもので、重量が一平方メートルにつき一七〇グラムを超えるものに限る。</p> <p>(1) 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの</p>	<p>(2) その他のもの</p>	<p>トルにつき一七〇グラム以下のものに限る。</p> <p>(1) 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの</p> <p>化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項まで若しくは第五〇・〇一項に該当する物品、紡織用天然繊維（生糸を除く）、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維（生糸を除く）</p>
<p>紡織用繊維のウオッディンク及びその製品並びに長さ五ミリメートル以下の紡織用繊維（フロック）及びミルネツプ</p>	<p>再生繊維又は半合成繊維の短繊維の織物</p> <p>(1) 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの</p> <p>(2) その他のもの</p>	<p>(2) その他のもの</p>	<p>合成繊維の短繊維のその他の織物</p> <p>(1) 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの</p> <p>化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項まで若しくは第五〇・〇一項に該当する物品、紡織用天然繊維（生糸を除く）、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維（生糸を除く）</p>
<p>紡織用繊維の糸及び第五〇四・〇四項又は第五〇五・〇五項のストリップその他これに類する物品（ゴム又はプラスチックを染み込ませたもの）のうち</p>	<p>不織布（染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの）であるかないかを問わない。</p>	<p>フェルト（染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの）であるかないかを問わない。</p>	<p>は紡織用繊維（紡織用繊維及び繊維及びびくず）にあっては、カードし又はコムしてないものに限る。</p> <p>化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項まで</p>
<p>化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項まで</p>	<p>化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項まで</p>	<p>化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項まで</p>	<p>他これに類する物品（プラスチックを染み込ませ、塗布し又は被覆したものに限り。）</p> <p>化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項まで</p>

<p>五 結び網地（ひも又は綱から製造したものに限る。） 六 及び漁網その他の網（製七・〇六項までに品にしたもので紡織用繊維製のものを除く。） 七 織用天然繊維又は紡織用繊維から製造</p>	<p>五 糸、第五四・〇四項若しくは第五四・〇五項のスリップその他これに類する物品、ひも、綱又はケーブルの製品（他の項に該当するものを除く。） 六 織用天然繊維又は紡織用繊維から製造</p>	<p>第五 じゆうたんその他の紡織用繊維の床用敷物（第五七・〇四項に該当する物品を除く。） 七 織用天然繊維又は紡織用繊維から製造</p>	<p>五 じゆうたんその他の紡織用繊維の床用敷物（フェルト製のものに限るものとし、製品にしたものであるかないかを問わず、タフトし又はフロック加工したものを除く。） 七 織用天然繊維又は紡織用繊維から製造</p>	<p>第五 特殊織物、タフテッド織物類、レース、つづれ織</p>
<p>物、トリミング及びししゅう布 （一） 第五八・〇一項の重量が全重量の七・〇七・〇六項まで若くは第五〇・〇七・〇六項までを切つてないもの （二） その他のもの</p>	<p>（一） 第五八・〇一項の重量が全重量の七・〇七・〇六項まで若くは第五〇・〇七・〇六項までを切つてないもの （二） その他のもの</p>	<p>九・一 書籍装丁用その他これに類する用途に供する種類の紡織用繊維の織物類で、ガム又はでん粉質の物質を塗布したもの、トレーシングクロス、画用カンバス及びハットファンデーション用バックラムその他これに類する硬化紡織用繊維の織物類 九・二 タイヤコードフアブリック（ナイロンその他のポリリアミド、ポリエステル又はビスコースレーヨンの強力糸のものに限る。） 九・三 ゴム又はプラスチックを染み込ませたもの （二） その他のもの</p>	<p>九・一 書籍装丁用その他これに類する用途に供する種類の紡織用繊維の織物類で、ガム又はでん粉質の物質を塗布したもの、トレーシングクロス、画用カンバス及びハットファンデーション用バックラムその他これに類する硬化紡織用繊維の織物類 九・二 タイヤコードフアブリック（ナイロンその他のポリリアミド、ポリエステル又はビスコースレーヨンの強力糸のものに限る。） 九・三 ゴム又はプラスチックを染み込ませたもの （二） その他のもの</p>	<p>九・一 書籍装丁用その他これに類する用途に供する種類の紡織用繊維の織物類で、ガム又はでん粉質の物質を塗布したもの、トレーシングクロス、画用カンバス及びハットファンデーション用バックラムその他これに類する硬化紡織用繊維の織物類 九・二 タイヤコードフアブリック（ナイロンその他のポリリアミド、ポリエステル又はビスコースレーヨンの強力糸のものに限る。） 九・三 ゴム又はプラスチックを染み込ませたもの （二） その他のもの</p>
<p>五 紡織用繊維の織物類（プラスチックを染み込ませ、積層したものに限るものとし、第五九・〇二項のものを除く。） 五 リノリウム及び床用敷物 五 紡織用繊維の基布に塗られたり又は被覆したもの（特定の形状に切つてあるかないかを問わない。） 五 紡織用繊維の壁面被覆材 五 ゴム加工をした紡織用繊維の織物類（第五九・〇二項のものを除く。） 五 その他の紡織用繊維の織物類（染み込ませ、塗布したもの又は被覆したものに限り、及び劇場用又はスタジオ用の背景幕その他これに類する物品に使用する図案を描いた織物類） 五 紡織用繊維のしん（織り、組み又は編んだもので、ランブ用、ストープ用、ライター用、ろうそく用その他これらに類する用途に供するものに限る。） 五 並びに白熱ガスマントルの管状編物（染み込ませたものであるかないかを問わない。）</p>	<p>五 紡織用繊維の織物類（プラスチックを染み込ませ、積層したものに限るものとし、第五九・〇二項のものを除く。） 五 リノリウム及び床用敷物 五 紡織用繊維の基布に塗られたり又は被覆したもの（特定の形状に切つてあるかないかを問わない。） 五 紡織用繊維の壁面被覆材 五 ゴム加工をした紡織用繊維の織物類（第五九・〇二項のものを除く。） 五 その他の紡織用繊維の織物類（染み込ませ、塗布したもの又は被覆したものに限り、及び劇場用又はスタジオ用の背景幕その他これに類する物品に使用する図案を描いた織物類） 五 紡織用繊維のしん（織り、組み又は編んだもので、ランブ用、ストープ用、ライター用、ろうそく用その他これらに類する用途に供するものに限る。） 五 並びに白熱ガスマントルの管状編物（染み込ませたものであるかないかを問わない。）</p>	<p>五 紡織用繊維の織物類（プラスチックを染み込ませ、積層したものに限るものとし、第五九・〇二項のものを除く。） 五 リノリウム及び床用敷物 五 紡織用繊維の基布に塗られたり又は被覆したもの（特定の形状に切つてあるかないかを問わない。） 五 紡織用繊維の壁面被覆材 五 ゴム加工をした紡織用繊維の織物類（第五九・〇二項のものを除く。） 五 その他の紡織用繊維の織物類（染み込ませ、塗布したもの又は被覆したものに限り、及び劇場用又はスタジオ用の背景幕その他これに類する物品に使用する図案を描いた織物類） 五 紡織用繊維のしん（織り、組み又は編んだもので、ランブ用、ストープ用、ライター用、ろうそく用その他これらに類する用途に供するものに限る。） 五 並びに白熱ガスマントルの管状編物（染み込ませたものであるかないかを問わない。）</p>	<p>五 紡織用繊維の織物類（プラスチックを染み込ませ、積層したものに限るものとし、第五九・〇二項のものを除く。） 五 リノリウム及び床用敷物 五 紡織用繊維の基布に塗られたり又は被覆したもの（特定の形状に切つてあるかないかを問わない。） 五 紡織用繊維の壁面被覆材 五 ゴム加工をした紡織用繊維の織物類（第五九・〇二項のものを除く。） 五 その他の紡織用繊維の織物類（染み込ませ、塗布したもの又は被覆したものに限り、及び劇場用又はスタジオ用の背景幕その他これに類する物品に使用する図案を描いた織物類） 五 紡織用繊維のしん（織り、組み又は編んだもので、ランブ用、ストープ用、ライター用、ろうそく用その他これらに類する用途に供するものに限る。） 五 並びに白熱ガスマントルの管状編物（染み込ませたものであるかないかを問わない。）</p>	<p>五 紡織用繊維の織物類（プラスチックを染み込ませ、積層したものに限るものとし、第五九・〇二項のものを除く。） 五 リノリウム及び床用敷物 五 紡織用繊維の基布に塗られたり又は被覆したもの（特定の形状に切つてあるかないかを問わない。） 五 紡織用繊維の壁面被覆材 五 ゴム加工をした紡織用繊維の織物類（第五九・〇二項のものを除く。） 五 その他の紡織用繊維の織物類（染み込ませ、塗布したもの又は被覆したものに限り、及び劇場用又はスタジオ用の背景幕その他これに類する物品に使用する図案を描いた織物類） 五 紡織用繊維のしん（織り、組み又は編んだもので、ランブ用、ストープ用、ライター用、ろうそく用その他これらに類する用途に供するものに限る。） 五 並びに白熱ガスマントルの管状編物（染み込ませたものであるかないかを問わない。）</p>
<p>五 伝動用又はコンベア用のベルト及びベルチング（紡織用繊維製のものに限るものとし、プラスチックを染み込ませ、塗布し、被覆し若しくは積層してあるかないか又は金属その他の材料により補強してあるかないかを問わない。） 五 紡織用繊維の物品及び製品（技術的用途に供するものに限る。）</p>	<p>五 伝動用又はコンベア用のベルト及びベルチング（紡織用繊維製のものに限るものとし、プラスチックを染み込ませ、塗布し、被覆し若しくは積層してあるかないか又は金属その他の材料により補強してあるかないかを問わない。） 五 紡織用繊維の物品及び製品（技術的用途に供するものに限る。）</p>	<p>第六 衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。） 第六 衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。） 第六 衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。） 第六 衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）</p>	<p>第六 衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。） 第六 衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。） 第六 衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。） 第六 衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）</p>	<p>第六 衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。） 第六 衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。） 第六 衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。） 第六 衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）</p>

<p>六 二・ 一四</p> <p>ショール、スカーフ、マ ンテイヤ、ワンピース その他これらに類 する製品</p>	<p>六 二・ 一五</p> <p>ネクタイ</p>	<p>六 二・ 一六</p> <p>手袋、ミトン及びミット</p>	<p>六 二・ 一七</p> <p>その他の衣類附属品（製 品にしたものに限り）及 び衣類又は衣類附属品 の部分品（第六二・一二 項のものを除く。）</p>	<p>第六 三類</p> <p>紡織用繊維のその他の製 品、セツト、中古の衣類 及びぼろ（第六三・〇八 項又は第六三・〇九項に 該当する物品を除く。）</p>	<p>六 三・ 〇八</p> <p>織物と糸から成るセツト （附属品を有する可有し ないかを問わないもの とし、七・〇六項まで にラグ、つづれ織物、し しを施したテーブル織 物、又はナプキンその他 これらに類する紡織用 織物、小売用の包装を したものに限り。）</p>	<p>第六 四類</p> <p>履物及びゲートルその他 これらに類する物品並び にこれらの部分品</p>	<p>製造しようとする 物品と異なる関係 定率法別表の項 （第六四・〇六項</p>
<p>六 五・ 〇四</p> <p>帽子（組んだもの及びス トリップ（材料を問わ ない。）を組み合わせて作 つたものに限り）とし、 裏張りしてあるかないか 又はトリミングしてある かないかを問わない。）</p>	<p>六 五・ 〇五</p> <p>帽子（メリヤス編み又は クロセ編みのもの及びレ ース、フェルトその他の 紡織用繊維の織物類（ス トリップのものを除く。） から作つたものに限り） のとし、裏張りしてある かないか又はトリミング してあるかないかを問わ ない。）及びヘアネット （材料を問わないもの とし、裏張りしてあるか ないか又はトリミングし てあるかないかを問わ ない。）のうち</p>	<p>第六 五・ 〇六</p> <p>フェルト製の帽子（第六 五・〇一項に該当する物 品及びラトウから作つた ものに限り）とし、裏張 りしてあるかないか又は トリミングしてあるか ないかを問わない。）</p>	<p>第六 五・ 〇七</p> <p>第六五・〇一項に 該当する物品及び ラトウから作つたもの （第六五・〇五項に 該当する物品）に 限るものとし、裏張り してあるかないか又は トリミングしてあるか ないかを問わない。）</p>	<p>第六 五・ 〇八</p> <p>第六五・〇一項に 該当する物品及び ラトウから作つたもの （第六五・〇五項に 該当する物品）に 限るものとし、裏張 りしてあるかないか 又はトリミングしてあ るかないかを問わな い。）のうち</p>	<p>第六 五・ 〇九</p> <p>第六五・〇一項に 該当する物品以外 の物品からの製造 （非原産品割合が 五〇％以下となる 製造に限る。）</p>	<p>第六 五・ 一〇</p> <p>第六五・〇一項に 該当する物品以外 の物品からの製造 （非原産品割合が 五〇％以下となる 製造に限る。）</p>	<p>第六 五・ 一一</p> <p>第六五・〇一項に 該当する物品以外 の物品からの製造 （非原産品割合が 五〇％以下となる 製造に限る。）</p>
<p>七 〇・ 〇一</p> <p>フロート板ガラス及び磨 き板ガラス（吸収層、反 射層又は無反射層を有 するものとし、その他 の加工の製造）</p>	<p>七 〇・ 〇二</p> <p>安全ガラス（強化ガラ スに限り）及び合わせ ガラス（強化ガラスに 限る。）</p>	<p>七 〇・ 〇三</p> <p>ガラス製品（食卓用、 所用、化粧用、事務用、 室内装飾用その他これ らに類する用途に供す るものに限るものとし、 第七〇・一〇項又は第 七〇・一一項のものを 除く。）のうち</p>	<p>七 〇・ 〇四</p> <p>第七〇・一〇項又は 第七〇・一一項のものを 除く。）のうち</p>	<p>七 〇・ 〇五</p> <p>第七〇・一〇項又は 第七〇・一一項のものを 除く。）のうち</p>	<p>七 〇・ 〇六</p> <p>第七〇・一〇項又は 第七〇・一一項のものを 除く。）のうち</p>	<p>七 〇・ 〇七</p> <p>第七〇・一〇項又は 第七〇・一一項のものを 除く。）のうち</p>	<p>七 〇・ 〇八</p> <p>第七〇・一〇項又は 第七〇・一一項のものを 除く。）のうち</p>
<p>七 〇・ 〇九</p> <p>鉄又は非合金鋼のフラ ツ（熱間圧延したもの のみに限り）とし、ク ラ外物品からの製造 （非原産品割合が五 〇％以下となる製造 に限る。）</p>	<p>七 〇・ 一〇</p> <p>鉄又は非合金鋼のフラ ツ（熱間圧延したもの のみに限り）とし、ク ラ外物品からの製造 （非原産品割合が五 〇％以下となる製造 に限る。）</p>	<p>七 〇・ 一一</p> <p>鉄又は非合金鋼のフラ ツ（熱間圧延したもの のみに限り）とし、ク ラ外物品からの製造 （非原産品割合が五 〇％以下となる製造 に限る。）</p>	<p>七 〇・ 一二</p> <p>鉄又は非合金鋼のフラ ツ（熱間圧延したもの のみに限り）とし、ク ラ外物品からの製造 （非原産品割合が五 〇％以下となる製造 に限る。）</p>	<p>七 〇・ 一三</p> <p>鉄又は非合金鋼のフラ ツ（熱間圧延したもの のみに限り）とし、ク ラ外物品からの製造 （非原産品割合が五 〇％以下となる製造 に限る。）</p>	<p>七 〇・ 一四</p> <p>鉄又は非合金鋼のフラ ツ（熱間圧延したもの のみに限り）とし、ク ラ外物品からの製造 （非原産品割合が五 〇％以下となる製造 に限る。）</p>	<p>七 〇・ 一五</p> <p>鉄又は非合金鋼のフラ ツ（熱間圧延したもの のみに限り）とし、ク ラ外物品からの製造 （非原産品割合が五 〇％以下となる製造 に限る。）</p>	<p>七 〇・ 一六</p> <p>鉄又は非合金鋼のフラ ツ（熱間圧延したもの のみに限り）とし、ク ラ外物品からの製造 （非原産品割合が五 〇％以下となる製造 に限る。）</p>

<p>七 四 三</p> <p>精製銅又は銅合金の塊</p> <p>第七四・〇一項から第七四・〇三項までに該当する物品以外の物品からの製造</p>	<p>七 四 七</p> <p>銅の棒及び形材</p> <p>第七四・〇七項から第七四・〇九項までに該当する物品以外の物品からの製造</p>	<p>七 四 八</p> <p>銅の線</p> <p>第七四・〇七項から第七四・〇九項までに該当する物品以外の物品からの製造</p>	<p>七 四 九</p> <p>銅の板、シート及びストリップ(厚さが〇・一五ミリメートルを超えるものに限り。)</p> <p>第七四・〇七項から第七四・〇九項までに該当する物品以外の物品からの製造</p>	<p>七 四 一〇</p> <p>銅のはく(厚さ(補強材の厚さを除く。)が〇・一五ミリメートル以下のもに限り。印刷品以外の物品から製造)</p> <p>第七四・〇七項から第七四・〇九項までに該当する物品以外の物品からの製造</p>	<p>七 四 一</p> <p>銅製の管</p> <p>第七四・〇七項、第七四・〇九項又は第七四・一一項に該当する物品以外の物品からの製造</p>	<p>七 四 一三</p> <p>銅製のより線、ケーブル、組むもその他これらに類する製品(電気絶縁をしないものを除く。)</p> <p>第七四・〇七項に該当する物品(形材を除く)の最大寸法が六ミリメートル以下のものに限り。第七四・〇八項又は第七四・〇九項に該当する物品(横断面の最大寸法が六ミリメートル以下の</p>
<p>七 五 二</p> <p>ニッケルの塊</p> <p>第七五・〇一項又は第七五・〇二項に該当する物品以外の物品からの製造</p>	<p>七 五 三</p> <p>ニッケルの棒、形材及び線</p> <p>第七五・〇五項又は第七五・〇六項に該当する物品以外の物品からの製造</p>	<p>七 五 四</p> <p>ニッケルの板、シート、ストリップ及びはく</p> <p>第七五・〇六項に該当する物品以外の物品からの製造</p>	<p>七 五 五</p> <p>ニッケル製の管及び管用継手(例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ)</p> <p>第七五・〇七項に該当する物品以外の物品からの製造</p>	<p>七 五 六</p> <p>その他のニッケル製品のうち</p> <p>第七五・〇八項に該当する物品以外の物品からの製造</p>	<p>七 五 七</p> <p>電気めつき用のニッケル陽極(電気分解により製造したものを含む。)</p> <p>第七五・〇九項及び第七五・一〇項に該当する物品以外の物品からの製造</p>	<p>七 五 八</p> <p>アルミニウムの棒及び形材</p> <p>第七六・〇四項から第七六・〇六項までに該当する物品以外の物品からの製造</p>
<p>七 六 一</p> <p>アルミニウムの板、シート及びストリップ(厚さが〇・二ミリメートルを超えるものに限り。)</p> <p>第七六・〇四項又は第七六・〇六項に該当する物品以外の物品からの製造</p>	<p>七 六 二</p> <p>アルミニウムの棒、形材及び線(補強材の厚さを除く。)</p> <p>第七六・〇七項から第七六・〇九項までに該当する物品以外の物品からの製造</p>	<p>七 六 三</p> <p>アルミニウムの板、シート、ストリップ、はく、粉及びフレーク</p> <p>第七六・一〇項に該当する物品(鉛の棒、形材及び線に限り。)</p>	<p>七 六 四</p> <p>アルミニウム製の管</p> <p>第七六・一〇項、第七六・一一項又は第七六・一二項に該当する物品以外の物品からの製造</p>	<p>七 六 五</p> <p>アルミニウム製の管継手(例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ)</p> <p>第七六・一三項に該当する物品以外の物品からの製造</p>	<p>七 六 六</p> <p>アルミニウム製のより線、ケーブル、組むもその他これらに類する製品(電気絶縁をしたものを除く。)</p> <p>第七六・一四項から第七六・一六項に該当する物品以外の物品からの製造</p>	<p>七 六 七</p> <p>鉛の板、シート、ストリップ、はく、粉及びフレーク</p> <p>第七八・〇四項に該当する物品及び第七八・〇六項に該当する物品(鉛の棒、形材及び線に限り。)</p>
<p>七 八 一</p> <p>その他の鉛製品のうち</p> <p>第七八・〇四項に該当する物品及び第七八・〇六項に該当する物品(鉛製の管及び管用継手(例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ)並びに鉛の棒、形材及び線に限り。)</p>	<p>七 八 二</p> <p>鉛製の管及び管用継手(例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ)並びに鉛の棒、形材及び線に限り。)</p> <p>第七八・〇四項に該当する物品及び第七八・〇六項に該当する物品(鉛製の管及び管用継手(例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ)並びに鉛の棒、形材及び線に限り。)</p>	<p>七 八 三</p> <p>鉛の棒、形材及び線</p> <p>第七八・〇四項に該当する物品及び第七八・〇六項に該当する物品(鉛の棒、形材及び線に限り。)</p>	<p>七 八 四</p> <p>亜鉛の棒、形材及び線</p> <p>第七九・〇四項又は第七九・〇五項に該当する物品以外の物品からの製造</p>	<p>七 八 五</p> <p>亜鉛の板、シート、ストリップ及びはく</p> <p>第七九・〇四項又は第七九・〇五項に該当する物品以外の物品からの製造</p>	<p>七 八 六</p> <p>その他の亜鉛製品のうち</p> <p>第七九・〇四項又は第七九・〇五項に該当する物品以外の物品からの製造</p>	<p>七 八 七</p> <p>亜鉛製の管及び管用継手(例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ)</p> <p>第七九・〇四項又は第七九・〇五項に該当する物品及び第七九・〇七項に該当する物品(亜鉛製の管及び管用継手(例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ)に</p>

<p>○八 ○七</p> <p>すずの棒、型材及び線</p> <p>○三</p> <p>○八 ○七</p> <p>すずの棒、型材及び線</p>	<p>○八 ○七</p> <p>その他のすず製品のうち</p> <p>○三</p> <p>○八 ○七</p> <p>すずの棒、型材及び線</p>	<p>○八 ○七</p> <p>すずの棒、型材及び線</p> <p>○三</p> <p>○八 ○七</p> <p>すずの棒、型材及び線</p>	<p>○八 ○七</p> <p>すずの棒、型材及び線</p> <p>○三</p> <p>○八 ○七</p> <p>すずの棒、型材及び線</p>
<p>○八 ○七</p> <p>すずの棒、型材及び線</p> <p>○三</p> <p>○八 ○七</p> <p>すずの棒、型材及び線</p>	<p>○八 ○七</p> <p>その他のすず製品のうち</p> <p>○三</p> <p>○八 ○七</p> <p>すずの棒、型材及び線</p>	<p>○八 ○七</p> <p>すずの棒、型材及び線</p> <p>○三</p> <p>○八 ○七</p> <p>すずの棒、型材及び線</p>	<p>○八 ○七</p> <p>すずの棒、型材及び線</p> <p>○三</p> <p>○八 ○七</p> <p>すずの棒、型材及び線</p>
<p>○八 ○七</p> <p>すずの棒、型材及び線</p> <p>○三</p> <p>○八 ○七</p> <p>すずの棒、型材及び線</p>	<p>○八 ○七</p> <p>その他のすず製品のうち</p> <p>○三</p> <p>○八 ○七</p> <p>すずの棒、型材及び線</p>	<p>○八 ○七</p> <p>すずの棒、型材及び線</p> <p>○三</p> <p>○八 ○七</p> <p>すずの棒、型材及び線</p>	<p>○八 ○七</p> <p>すずの棒、型材及び線</p> <p>○三</p> <p>○八 ○七</p> <p>すずの棒、型材及び線</p>
<p>○八 ○七</p> <p>すずの棒、型材及び線</p> <p>○三</p> <p>○八 ○七</p> <p>すずの棒、型材及び線</p>	<p>○八 ○七</p> <p>その他のすず製品のうち</p> <p>○三</p> <p>○八 ○七</p> <p>すずの棒、型材及び線</p>	<p>○八 ○七</p> <p>すずの棒、型材及び線</p> <p>○三</p> <p>○八 ○七</p> <p>すずの棒、型材及び線</p>	<p>○八 ○七</p> <p>すずの棒、型材及び線</p> <p>○三</p> <p>○八 ○七</p> <p>すずの棒、型材及び線</p>

については、昭和五十五年三月三十一日までに輸入されたものに限り、なお従前の例による。

附則（昭和五十五年一〇月二二日大蔵省令第四二二号）

この省令は、関税及び貿易に関する一般協定第七条の実施に関する協定が日本国について効力を生ずる日（昭和五十六年一月一日）から施行する。ただし、第一条中関税率法施行規則第十三条の改正規定並びに第三条中関税暫定措置法施行規則第九条の改正規定及び同令別表第五を同令別表第四とする改正規定は、公布の日から施行する。

附則（昭和五十六年三月三十一日大蔵省令第一〇号）

1 この省令は、昭和五十六年四月一日から施行する。
2 改正前の別表第一、別表第二及び別表第三に掲げる物品で、改正後の別表第一、別表第二及び別表第三に掲げる物品に該当しないものに係る関税の免除については、昭和五十六年三月三十一日までに輸入されたものに限り、なお従前の例による。

附則（昭和五十八年三月三十一日大蔵省令第二二〇号）

この省令は、昭和五十八年四月一日から施行する。

附則（昭和五十九年三月三十一日大蔵省令第二二〇号）

1 この省令は、昭和五十九年四月一日から施行する。
2 改正前の第五条に掲げる物品で、改正後の第五条に掲げる物品に該当しないものに係る関税の免除については、昭和五十九年三月三十一日までに輸入されたものに限り、なお従前の例による。

附則（昭和六〇年三月三〇日大蔵省令第一七〇号）

1 この省令は、昭和六十年四月一日から施行する。
2 改正前の別表第二に掲げる物品で、改正後の別表第二に掲げる物品に該当しないものに係る関税の免除については、昭和六十年三月三十一日までに輸入されたものに限り、なお従前の例による。

附則（昭和六〇年一二月二六日大蔵省令第六一〇号）

1 この省令は、昭和六十一年一月一日から施行する。

2 改正前の第二条に掲げる物品で、改正後の第二条に掲げる物品に該当しないものに係る関税の免除については、昭和六十年十二月三十一日までに輸入されたものに限り、なお従前の例による。

附則（昭和六一年三月三十一日大蔵省令第一三〇号）

1 この省令は、昭和六十一年四月一日から施行する。
2 改正前の第五条、別表第一及び別表第二に掲げる物品で、改正後の第五条、別表第一及び別表第二に掲げる物品に該当しないものに係る関税の免除については、昭和六十一年三月三十一日までに輸入されたものに限り、なお従前の例による。

附則（昭和六二年三月三十一日大蔵省令第一六〇号）

1 この省令は、昭和六十二年四月一日から施行する。
2 改正前の第五条、別表第一、別表第二及び別表第三に掲げる物品で、改正後の第五条、別表第一及び別表第二に掲げる物品に該当しないものに係る関税の免除については、昭和六十二年三月三十一日までに輸入されたものに限り、なお従前の例による。

附則（昭和六二年一〇月一六日大蔵省令第五六〇号）

この省令は、商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律の施行の日から施行する。

附則（昭和六三年三月三十一日大蔵省令第一七〇号）

1 この省令は、昭和六十三年四月一日から施行する。
2 第二条の規定による改正前の関税暫定措置法施行規則別表第二に掲げる物品で、同条の規定による改正後の関税暫定措置法施行規則別表第二に掲げる物品に該当しないものに係る関税の免除については、昭和六十三年三月三十一日までに輸入されたものに限り、なお従前の例による。

附則（平成二年三月三十一日大蔵省令第一二二号）抄

1 この省令は、平成二年四月一日から施行する。
3 第二条の規定による改正前の関税暫定措置法施行規則第二条、第五条、別表第一及び別表第

二に掲げる物品で、第二条の規定による改正後の関税暫定措置法施行規則第一条、第二条及び第五条に掲げる物品に該当しないものに係る関税の免除については、平成二年三月三十一日までに輸入されたものに限り、なお従前の例による。

附則（平成三年三月三〇日大蔵省令第一四〇号）

この省令は、平成三年四月一日から施行する。ただし、別表第三・〇五項、第二二・〇六項及び第三五・〇二項の改正規定は、平成四年一月一日から施行する。

附則（平成五年三月三十一日大蔵省令第四三〇号）

この省令は、平成五年四月一日から施行する。
附則（平成五年一〇月二五日大蔵省令第九四〇号）
この省令は、平成五年十一月一日から施行する。

附則（平成七年三月三十一日大蔵省令第二八〇号）

この省令は、平成七年四月一日から施行する。
附則（平成七年一二月二七日大蔵省令第八九〇号）
この省令は、平成八年一月一日から施行する。

附則（平成八年三月三十一日大蔵省令第二四〇号）抄

（施行期日）
1 この省令は、平成八年四月一日から施行する。
附則（平成八年九月三〇日大蔵省令第五六〇号）
この省令は、平成八年十月一日から施行する。
附則（平成九年三月三十一日大蔵省令第三四〇号）抄
この省令は、平成九年四月一日から施行する。
附則（平成一一年三月三十一日大蔵省令第四八〇号）
この省令は、平成十一年四月一日から施行する。
附則（平成一二年七月二二日大蔵省令第六五〇号）

この省令は、平成十三年三月一日から施行する。
附則（平成一二年八月二二日大蔵省令第六九〇号）抄
この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附則（平成一三年三月三十一日財務省令第三九〇号）

この省令は、平成十三年四月一日から施行する。
附則（平成一三年一二月五日財務省令第六三〇号）
この省令は、平成十四年一月一日から施行する。

附則（平成一四年三月三十一日財務省令第二九〇号）

この省令は、平成十四年四月一日から施行する。
附則（平成一五年三月三十一日財務省令第四三〇号）
この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

附則（平成一五年九月三〇日財務省令第九九〇号）

この省令は、平成十五年十月一日から施行する。
附則（平成一八年三月三十一日財務省令第三二〇号）
この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

附則（平成一八年一二月一日財務省令第六九〇号）

この省令は、平成十九年一月一日から施行する。
附則（平成一九年三月三十一日財務省令第二八〇号）抄
この省令は、平成十九年四月一日から施行する。
附則（平成二二年三月三十一日財務省令第二五〇号）抄
この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附則（平成二三年三月三十一日財務省令第二二〇号）

この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十三年一月三〇日財務省令第八三号)

この省令は、平成二十四年一月一日から施行する。

附 則 (平成二十四年三月三十一日財務省令第三五号) 抄

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成二六年一月二日財務省令第九三号)

この省令は、関税暫定措置法の一部を改正する法律(平成二六年法律第百十号)の施行の日から施行する。

附 則 (平成二七年三月三十一日財務省令第四二号)

この省令は、平成二七年四月一日から施行する。

附 則 (平成二八年三月三十一日財務省令第三一号)

この省令は、平成二八年四月一日から施行する。ただし、第三条中関税暫定措置法施行規則別表の改正規定は、平成二九年一月一日から施行する。

附 則 (平成二八年六月一七日財務省令第五五号)

この省令は、関税率法等の一部を改正する法律(平成二八年法律第十六号)附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則 (平成二九年一月二十五日財務省令第一号)

この省令は、環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の施行の日から施行する。

附 則 (平成二九年三月三十一日財務省令第三五号) 抄

この省令は、平成二九年四月一日から施行する。

附 則 (平成三〇年三月三〇日財務省令第九号) 抄

¹ この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則 (平成三〇年七月一日財務省令第五三号)

この省令は、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、本則中

第三条の改正規定及び附則の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年六月二十四日財務省令第八号)

(施行期日)

¹ この省令は、令和元年七月一日から施行する。

(経過措置)

² この省令の施行の際、現に存する改正前の様式又は書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。